

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A
(令和5年5月1日版)

出席停止

Q1：陽性者の出席停止期間について「発症した後五日を経過し」の起算日はいつか。

A1：インフルエンザと同様に「●●した後△日を経過するまで」の場合、「●●」という現象が見られた日を「0日」として算定します。

Q2：陽性者の出席停止期間について「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快してから一日を経過するまで」とあるが「かつ」がある意味はなにか。

A2：「かつ」があることによって両方の要件を満たす必要があり、仮に発症後5日経過しても症状が軽快していない場合は、症状軽快後1日を経過するまで出席停止とする必要があります。

<出席停止の例>

・事例1

曜日	金	土	日	月	火	水	木
状況	発症	陽性判明		症状軽快			登校可
発症後	0日	1日	2日	3日	4日	5日	
症状軽快後				0日	1日	2日	

・事例2

曜日	金	土	日	月	火	水	木	金
状況	発症	陽性判明				症状軽快		登校可
発症後	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
症状軽快後						0日	1日	

・事例3（無症状陽性者）

曜日	金	土	日	月	火	水	木
状況	検体採取	陽性判明					登校可
発症後 [※]	0日	1日	2日	3日	4日	5日	
症状軽快後							

※無症状陽性者の場合、検体採取日を「0日」として起算

・事例4（無症状陽性者で出席停止を措置した後、期間中に発症）

曜日	金	土	日	月	火	水	木	金
状況	検体採取	陽性判明		発症		症状軽快		登校可
発症後 [※]	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
症状軽快後						0日	1日	

※無症状陽性者の場合、検体採取日を「0日」として起算

※出席停止期間中に発症した場合、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。

Q3：陽性者の出席停止期間について「症状が軽快してから一日を経過するまで」とあるが「症状が軽快」とはどのような状況を指すのか。

A3：解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
(従来の社会一般における療養期間の考え方と同様)

Q4：5月8日時点で、陽性者として出席停止となっていた者の取扱いはどのようになるのか。

A4：新しい出席停止期間の基準を適用してください。(当該期間を経過している場合は解除)

Q5：5月8日時点で、濃厚接触者(相当の者含む。)として出席停止となっていた者の取扱いはどのようになるのか。

A5：原則、出席停止措置を解除してください。ただし、当該児童生徒が、新しい出席停止等に該当する場合はその限りではありません。

Q6：抗原定性検査キットによる自己検査で陽性反応が出たが、出席停止となるか。

A6：医師の診察等により陽性が確定していない児童生徒については陽性者として取り扱いません。
自己検査で陽性反応が出た児童生徒には、速やかに医療機関を受診するよう勧めてください。

Q7：陽性者の出席停止期間について、学校保健安全法施行規則第19条第2号に「ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。」とあるが、短く措置したり、又は短縮したりすることは想定されるのか。

A7：現在の知見では、同号で示す基準により期間を短くする等の対応は想定していません。

Q8：「体調不良者(医師等により登校を控えるよう指示があった者)」の「医師等」の「等」は何を想定しているのか。

A8：例えば、保健所からの指示を想定しています。なお、保護者は「医師等」には含みません。

Q9：医療機関において抗原定性検査を行った結果、新型コロナウイルスは陰性であったが、医師から登校を控えるよう指示があった者の取扱いはどのようになるのか。

A9：体調不良者(医師等により登校を控えるよう指示があった者)として出席停止を措置してください。